

第1～6回移入種対策小委員会における委員指摘事項（防除を除く）

| 事項 | 事務局（案） | 委員からの主な指摘 |
|-------------------------|---|--|
| 用語 | ・移入種で統一 | ・移入種、外来種等の用語の整理が必要 |
| 制度 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保護を視野に入れた包括的な法律が必要 ・動物愛護管理法、感染症法も視野に入れて議論が必要 ・各省庁との連携が必要 |
| 意図的導入 当たったの リスク評価 | ・対象とする影響は、生物多様性への影響 | |
| | ・リスク評価は、移入種を導入（使用）しようとする者が、自ら情報を入手した上で実施 | |
| | ・リスク評価の手順等の考え方は別紙1のとおり | <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価は、迅速な評価という方法も組み込ませた方がよい ・移入種の場合、国内移動が大きな問題として存在する。カルタヘナ議定書と異なる手法が必要 |
| | ・リスク評価の対象となる種の考え方は、別紙2のとおり | <ul style="list-style-type: none"> ・在来種、外来種に関わりなく、国外からの生きた生物の持ち込みに関して評価できる仕組みが必要 ・ブラックリスト種は禁止とし、灰色のものを評価とすべき ・国内移動によって重大な影響を生じる場合があり、国内外来種を含むべき ・維管束植物、他の分類群も将来的に適用できるようにすべき ・農業及び食料用として利用されている移入種を、どう取り扱うか検討が必要 ・リスク対象は種だけではなく、同じような影響を与える可能性がある近縁種、生態的に類似している種を含めるべき ・同種のもので、産地によって付随してくる病原体が違う。許可が出た種と同一であれば、ノーチェックというのは問題 |
| | ・影響の予測及び評価は科学的な情報に基づき実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・予測が十分にできない場合、根絶することの容易さが重要な点 ・微生物、昆虫類の付着、病原生物の持ち込みも評価のポイントとすべき ・導入された後の管理が不十分と考えられる場合、日本全域で増殖及び影響の可能性の評価が必要 |
| | ・導入の可否は、導入（使用）計画書及びリスク評価書を基に、行政機関が専門家等の意見を聴いた上で判断 | |

| 事項 | 事務局（案） | 委員からの主な指摘 |
|-------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性への影響が少ないと認められる場合に承認 ・ 過去の使用実績等から、生物多様性への影響が小さいと明らかに判断できるものは、承認を得る手続きは不要 ・ 承認された導入（使用）計画は、公表するとともに、同じ導入（使用）計画に従う場合は、リスク評価を含め承認を得る手続きは不要 ・ 在来種の分布域外導入についても、都道府県が実施できるよう検討 ・ 導入（使用）に係る移入種の現物の確認を行う必要性、その実施方法等について別途検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物園、水族館などで管理する場合をどう判断するか検討が必要 ・ 新たな知見、社会的・自然的条件の変化により、判断の時点で影響がないと思われたものが、影響が認識されることもあるため、順応性が必要 |
| 移入種の侵入状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や特に注意すべき移入種に応じた監視地点を特定 ・ モニタリングは、導入経路のうち主要な地点（飛行場・港湾等）及び生物多様性の観点からチェックすべき地点（国立公園等）は国が主体、その他の地域は都道府県が主体 ・ 自然公園指導員、希少野生動植物保存推進員等及び民間団体が、国及び地方公共団体の活動を補助 ・ モニタリング結果等の情報を一元的に管理、収集したデータから、侵入状況・拡散状況等を分析 ・ 異状が確認された場合には早期対応（駆除・侵入防止措置等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入状況のモニタリングは、非意図的導入に限らず、既に定着しているものについても対象とすべき ・ 目に見えない病原菌のようなものについては、防疫の観点で見ることが重要 ・ 環境省のバンディング・ステーションはモニタリング地点として移入種も見ることが必要 ・ モニタリングについては、現場レベルで意識がないと、うまくいかない。一般の人の意識向上も含めて、一般の人が参加できる仕組みが必要 |

| | 事務局（案） | 委員からの指摘 |
|-----------|--|--|
| 重要管理地域の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防を主目的とするが、移入種によって相当の影響を受けている場合、再生・復元をどうするか | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定の基準は、重要性及び影響の受けやすさの観点に着目するとともに、管理について実現可能性が見込まれる地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要管理地域だけでなく、その地域へ移入生物が持ち込まれるものになりそうなエリアも含めた管理が必要・生物が自力で分散していくことにも考慮が必要 ・ 具体例として挙げられている地域が狭い。移入種の影響がまだあまりない里地、里山地域も重要管理地域として含めるべき ・ 既存法（種の保存法、自然環境保全法、自然公園法等）の移入種に関する規制との関係の整理が必要 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理計画の策定 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体、連携・協力体制等の考え方 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活を営んでいる地域住民等への配慮 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業等に対する制限事項 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果の判断、その結果をどのように反映するか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要管理地域の設定が在来種の保全にどのように結びつくのかの整理が必要 |
| 普及・啓発 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット愛好家への普及・啓発が重要 |